

2021年2月

広告主・広告会社 各位

株式会社日経BP
広告業務部

広告原稿上の消費税の総額表示につきまして

平素は弊社媒体に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成25年10月1日から施行されておりました「消費税総額表示義務の特例」の適用期間が本年3月31日をもって終了するにあたり、弊社媒体上に表示する価格表示につきましては、以下のようにお取り扱いいただきますようお願い申し上げます。

記

<対象媒体>

1. 2021年4月1日以降に発売される雑誌、ムック等紙媒体の広告
2. 2021年4月1日から表示が開始となるWeb媒体の広告

※純広告、記事体広告を問いません。

※3月31日までに表示開始となるWeb広告でも、4月1日以降も継続されるものはできるだけ総額表示をお願いいたします。

※リンク先LP表示は、広告主様の責任においてご判断くださいますようお願いいたします。

<具体的な表示の例(税抜価格が10,000円の場合)>

11,000円

11,000円(税込)

11,000円(税抜価格10,000円)

11,000円(うち消費税額等1,000円)

11,000円(税抜価格10,000円、消費税額等1,000円)

10,000円(税込11,000円)

※「総額」表示なので、必ず「11,000円」と記載することがポイントとなります。

<その他>

・事業者向け広告は総額表示義務の対象ではありませんが、税別表示とする場合は広告主様の責任において行ってくださいますようお願いいたします。

・不明な点等ありましたら ad-admin@nikkeibp.co.jp までご照会ください。

以上